190

第17条 第18条 (常任幹事会) 第20条(その他)

第15条

(総会の招集手続等)

(1) 総会の招集は理事長が行う。

(1)総云の和集通知は、日時・場所・議案の要旨を記載し、開催日の1ヶ月前までに書面(ファクシミリを含む。なお、会 員の希望により電子メールによることもできる。)を発して行う。 (3) 総会の議長は、理事長または理事長が指名する役員が務める。 (1) 理事会は、理事長、筆頭理事、専務理事および理事をもって構成する。 第16条 (理事会) (2) 理事会は年4回とするほか必要に応じて開催する。 (3) 理事会の構成員以外の者も、理事長の許可を得て或いは要請に応じて、理事会に出席し意見を述べることができ る。監事は、必要に応じ、自ら理事会に出席し意見を述べることができる。 (4) 理事会は次の事項を決議する。 ①事業計画および収支予算の決議 ②事業報告および決算案の承認 ③社会貢献活動の顕彰および助成事業の決定 ④常任幹事会および事務局活動に関する事項 ⑤各種委員会の設置と専門分野の活動 ⑥顧問等の委嘱 この規約に定める役員の選任ないし推薦ならびに解任ないし会員の除名 ⑧理事長が欠けた場合等におけるその職務代行者の選任 ⑨その他機構の運営に必要な事項 (5) 理事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、この規約に特別の定めがない限り、出席者の過半数の賛成をもって可決とする。 (1) 理事会の招集は理事長が行う (2) 理事会の招集通知は第15条(2)に準じて行う。 (理事会の招集手続等) (3) 理事会の議長は、理事長または理事長が指名する筆頭理事、専務理事または理事が務める。 (4) 理事長が欠員となった場合または心身の故障その他やむを得ない事由により職務遂行に支障を生じた場合、筆頭 理事、専務理事および理事は、自ら理事会を召集することができる。 (1) 常任幹事会は、専務理事が主宰し、総括する。 (2) 専務理事は、適宜常任幹事会を招集し、常任幹事会において、年度計画ならびに理事会の決議に基づく機構の業 後、一般の一般である。 (3) 常任幹事会は、常任幹事の過半数の出席をもって成立する。 (4) 監事は、必要に応じ、自ら常任幹事会に出席し意見を述べることができる。 (5) 専務理事が欠員となった場合または心身の故障その他やむを得ない事由により職務遂行に支障を生じた場合、常任幹事は、自ら常任幹事会を招集することができる。この場合においては常任幹事の互選により、専務理事の職務 を代行する者を定めることができる。 第19条(常設委員会) 機構は、第3条の事業達成のために、社会貢献活動審査委員会を設置し、活動を行う。 機構は、事業遂行に必要ないし有益と認める専門委員会を置くことが出来る。 第6章 資産および会計 機構の資産は、次のものをもって構成し、経費は資産をもって支弁する。 第 21 条 (資産) ①全日遊連および都府県組合の会費および寄付金 ②企業、団体および個人の会費および寄付金 ③事業に伴う収入 (1)機構の資産は、運営基金と運用資産の2種類とする。 第22条 (資産の種類) (2) 運営基金は、次に掲げるものをもって構成する。 ①運営基金とすることを指定して寄付された財産 ②理事会で運営基金に繰り入れることを議決した財産 (3) 運用資産は、運営基金以外の財産とする。 (1) 運営基金は、運営基金台帳をもって管理し、運営基金とされた財産の額が、毎決算時において現存することを要す 第23条 (運営基金の管理等) るものとする。 (2) 運営基金の額を減額するには、やむを得ない事由があると認められ、理事会において3分の2以上の賛成を得るこ 第24条(会計) (1)機構の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (2) 事業計画および収支予算は常任幹事会で作成し、理事長の承認を得て理事会に提案決議し総会に提出する。 (3) 常任幹事会で作成した事業報告書、財産目録、収支計算書等の決算に関する書類は、監事の意見を付し、理事長の承認を得て理事会に提案決議し総会に提出する。 (4)機構の資産は、理事長が管理する。 (5) 機構の決算において余剰金が生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。 第25条(解散手続) 機構を解散するには、理事会において出席者の3分の2以上の賛成による決議を経た上、総会の承認を得ることを要す 第26条(清算業務) 機構が解散したとき、清算に関する業務は理事長が行う。なお、理事長は、役員の中から、清算業務を補佐すべき者を 指名することができる。 第8章 規約の変更 本規約を変更するには、理事会の承認決議を経た上、総会の承認を得ることを要する。 第 27 条 (規約変更手続)

(1) 本規約に定めのない事項については、運営細則の定めるところによる。

(2) 平成 20年4月1日より一部改正し施行する。(平成 20年6月 20日総会決定)

付則

半数の賛成をもって可決とする。